

1. 社会福祉士とは

社会福祉士は、1987年5月に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格である。「社会福祉士及び介護福祉士法」では、社会福祉士を「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者、または医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携および調整その他の援助を行うことを業とする者」とされている。

なお、社会福祉士は国家資格であるが、医師や弁護士のように有資格者以外はその業務を行ってはならない「業務独占」の資格ではなく、有資格者以外は社会福祉士という名称を使用することができないという「名称独占」の資格である。

2. 登録者数の推移、現在の男女比

制度開始当初の1989年の登録者数は177人であったが、2002年度以降は毎年度概ね1万人ずつ増加しており、2018年2月末日現在で213,358人が登録している。

男女の内訳は、男性73,075人、女性140,283人で、概ね1対2の割合となっている。

3. 資格制度と資格試験制度

社会福祉士資格を取得するためには、国家試験に合格し、登録機関に所定の項目を登録する必要がある。

国家試験は19科目からなる筆記試験で、通常毎

表1 就労している分野の状況（％）

分野／年度	2012	2015
高齢者福祉	44.2	43.7
障害者福祉	16.9	17.3
医療	14.5	14.7
その他	24.2	24.0
児童・母子福祉	4.6	4.8
生活保護	0.9	0.8
地域福祉	7.2	7.4
行政相談所	3.5	3.4
その他	8.1	7.5
（無回答）	0.2	0.3
※公益財団法人社会福祉振興・試験センター「平成27年度社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士就労状況調査結果」から作成		

年1回行われる。試験の実施および登録事務は、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行っている。

4. 従事する業務内容と従事する医療現場の典型例

社会福祉士が任用要件として定められている職種は、福祉分野の行政機関や社会福祉施設、事業所等が主となっているが、教育分野、司法分野などの関連分野にも社会福祉士の任用の場は広がっている。

社会福祉士の就労先としては、高齢者福祉分野が半数近くを占めている（表1）。

なお、成年後見人等として家庭裁判所に選任され、判断能力が不十分な者の身上保護に従事している社会福祉士も多く、2017年中に成年後見等が開始された事件のうち、4,412件（12.4％）を社会

^{*1} Certified Social Worker

^{*2} Yoshihisa Nishijima 公益社団法人日本社会福祉士会会長

表2 新たな教育カリキュラムの全体像

	一般養成施設	短期養成施設	大学等	
	時間	時間	指定科目	基礎科目
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法（180h）				
人体の構造と機能及び疾病	30		○	○
心理学理論と心理的支援	30		○	○
社会理論と社会システム	30		○	○
現代社会と福祉	60	60	○	
社会調査の基礎	30		○	○
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術（180h）				
相談援助の基盤と専門職	60		○	○
相談援助の理論と方法	120	120	○	
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術（120h）				
地域福祉の理論と方法	60	60	○	
福祉行政財政と福祉計画	30		○	○
福祉サービスの組織と経営	30		○	○
サービスに関する知識（300h）				
社会保障	60		○	○
高齢者に対する支援と介護保険制度	60		○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		○	○
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30		○	○
低所得者に対する支援と生活保護制度	30		○	○
保健医療サービス	30		○	○
就労支援サービス	15		○	○
権利擁護と成年後見制度	30		○	○
更生保護制度	15		○	○
実習・演習（420h）				
相談援助演習	150	150	○	
相談援助実習指導	90	90	○	
相談援助実習	180	180	○	
合計	1,200	660	22科目	16科目

大学等においては三
科目のうち、一科目

大学等においては三
科目のうち、一科目

福祉士が受任している。

医療現場においては、医療ソーシャルワーカーとして病院等において、(1)療養中の心理的・社会的問題の解決、調整援助、(2)退院援助、(3)社会復帰援助、(4)受診・受療援助、(5)経済的問題の解決、調整援助、(6)地域活動などを行っており、退院支援加算や介護支援連携指導料の算定要件となっている。

5. 教育機関の数、教育課程

2015年4月1日現在の養成施設等の状況は、福祉系大学等262校（定員22,064人）、指定養成施設65校（定員13,398人）である。

4年制大学の教育カリキュラムは、19科目のうち15科目を選択、および実習・演習420時間となっている（表2）。

6. 卒後研修制度の有無、主なキャリアパス

資格取得後は、任意加入団体であるが各都道府県社会福祉士会・公益社団法人日本社会福祉士会が各種研修を実施している。

また、一定の研修受講や実務経験等を要件として、認定社会福祉士認証・認定機構による認定社会福祉士・認定上級社会福祉士を取得することができる。認定社会福祉士は、高齢、障害、児童・

家庭、医療、地域社会・多文化の分野ごとに認定されるが、認定上級社会福祉士は、複数の分野にまたがる地域の課題について実践・連携・教育を行う。

7. 教育について話題とされていること

制度創設から約20年経過した2009年に、相談援助に関する科目の充実と、「就労支援サービス」、「権利擁護と成年後見制度」および「更生保護制度」等の科目の新設などのカリキュラム改正が行われた。

その後も福祉環境が変化しており、例えば2016年7月に設置された「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置趣旨の一つとして、「対象者ごとに整備された『縦割り』の公的福祉サービスも『丸ごと』へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革」が挙げられている。このような中、社会保障審議会福祉人材確保専門委員会において「社会福祉士のあり方」、「ソーシャルワークの機能」、「社会福祉士に求められる役割」などが話し合われており、総合包括的な支援や、地域が主体的に問題解決できるような働きかけ等、現在のカリキュラムでは対応が困難と思われる部分について改正が行われる可能性がある。